

令和3年度(2021年度) 函館市いじめ防止対策審議会 重大事態調査部会
会議記録

- 1 日 時 令和3年10月22日(金) 15時00分～
- 2 場 所 函館市南北海道教育センター大会議室
- 3 出席委員 伊藤詠子, 多田直人, 伊藤繁子, 金谷美也子, 秋山隆行, 三上清和, 風間和夫, 澁谷昌広 計8名
- 4 欠席者 なし
- 5 発言の要旨

事務局

〈会議の公開について確認〉

- 一般の傍聴者とは別の扱いになるが、報道関係者の取材および写真撮影についてもお諮りする。
(報道関係)が来ているが、承認してよろしいか。

委員

- 異議なし。

事務局

- 次に、議事録の公開について確認する。
- 本会は、一部公開、一部非公開となっていることから、公開部分について、本日の議事録は原則インターネット上で公開する。
- 傍聴者および報道関係者には、議事の非公開事項については、退席していただく。
- 公開の際には、発言者の氏名は伏せて公開する。
- 内容については事務局で確認するが、各委員の皆様においては、公開されることも踏まえつつ、積極的に発言するようお願いする。

〈開会〉

- 令和3年度函館市いじめ防止対策審議会重大事態調査部会を開催する。

永澤学校教育
部部長

【挨拶要旨】

- 日ごろより、函館市の教育の充実のために御尽力いただいているとともに、お忙しいところお集まりいただき、心より感謝申し上げます。
- 本年度は、7月9日(金)に審議会全体会を開催し、今年度の事業計画に対し、各委員の皆様から、本市におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応について貴重な御意見をいただき、取組を進めている。
- 委員の皆様も御存じと思うが、令和2年6月に登別市でいじめが原因で中学生が命を絶つ、という事案が発生した。
- また、令和3年3月には旭川市の公園で当時14歳の女子中学生が遺体で見つかり、現在調査が進められている。
- さらに、令和2年11月には、東京都町田市で、小学6年生の女子児童が、いじめを受けたと訴える遺書を残して、自殺するという事案が発生した。
- このような重大な事案が発生した際に、教育委員会の諮問に応じ、調査審議の実施や調査審議結果の答申に向け、各委員がいじめの重大事態についての対応等への知識や理解を深めるのが、本部会の趣旨である。
- 委員の皆様には、本日の部会において他市の重大事案調査委員会の調査報告書を参考にしながら、重大事態発生の際の調査および検証の仕方等について理解を深めるとともに、忌憚のない意見をお願いしたい。

事務局

- それでは、議長として部会長に議事の進行をお願いする。

議長

- (各委員の紹介)
- 本日の議事は、「いじめの重大事態発生の際の対応の基本」、「いじめの重大事態の調査の実際」の2点である。
- 委員の皆様には、それぞれの立場から積極的に意見を述べていただきたい。各委員の考えを尊重しながら、協議を進めたいと考えている。
- それでは、事務局から「いじめの重大事態発生の際の対応の基本」に関して説明をお願いします。

事務局

- 研修用資料、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を御覧いただきたい。5ページ、「第3 重大事態の発生報告」について説明する。
- 学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている(法第29条から第32条まで)。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者および学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生への報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者および学校は認識しなければならない。
- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。
- 次に6ページ、「第4 調査組織の設置」について説明する。
- ① 学校の設置者が主体となる場合
重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者(教育委員会等)が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断すること。
 - a 公立学校の場合
 - ・法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関(第三者により構成される組織)において実施する場合
 - ・個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関(第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。)において実施する場合
- ② 学校が主体
 - a 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織(法第22条以下「学校いじめ対策組織」という。)に第三者を加える場合
 - b 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合
- 次に7ページ、「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明」

等について説明する。

(説明時の注意)

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。
 - ※ 詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。

(説明事項) ※時間の関係で、項目のみ説明

 - ① 調査の目的・目標
 - ② 調査主体(組織の構成, 人選)
 - ③ 調査時期・期間(スケジュール, 定期報告)
 - ④ 調査事項(いじめの事実関係, 学校の設置者及び学校の対応等)・調査対象(聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲)
 - ⑤ 調査方法(アンケート調査の様式, 聴き取りの方法, 手順)
 - ⑥ 調査結果の提供(被害者側, 加害者側に対する提供等)
- 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒およびその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒およびその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

以上

議長

- ただいまの説明で、各委員から「いじめの重大事態発生の際の対応の基本」に関して意見等はあるか。
- 意見等がなければ議事に進めるが、ここからは報道の皆様には御退席いただく。

※ 以後、非公開